捨印　　　　　　捨印

（様式第１号）

農地転用等の通知および意見書の交付願

　このたび、下記の土地につき農地法第５条第　　項第　　号の規程による（許可の申請　届出）

にあたり、地区除外等処理規程第２条の規定に基づき通知します。

　なお、同規程第３条の申し入れ事項等については、別途協議し、第６条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

　令和　　年　　月　　日

転用組合員　　住所

　　　　　　　　氏名

転用関係者　　住所

　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　(注)転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も

転用関係者として連署すること。

　亀岡市篠町土地改良区理事長　様

記

１土　地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 字名 | 番地 | 地目 | 用途 | 面積 | 転用面積 | 転用目的 | 転用予定日 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　※地目は転用前の登記内容に基づき田又は畑の別を記入すること

２添付書類

①位置図　　②転用面積を確認できる書類　　③転用計画図　　④その他

３提出予定日　　令和　　　年　　　月　　　日

※農業委員会（知事）に（転用許可申請書　転用届出書）を提出しようとする日

上記確認済

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地区　担当理事

以上

|  |
| --- |
| 意 見 書 |
| 土地改良区の意見  　1.土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。  　2.転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設の毀損があった場合は、適切に復旧を行うこと。  　3.地区内に農業用水路がある場合は、高低差及び水路断面・規模により、協議の上でフェンス等を設置すること。  　　また、汚濁物の水路への流入を防止すること。  　4.土地改良区の事業に支障を生じる事項については、必要な措置をとること。  　5.その他 |
| 転用者の意見  　1.土地改良区の意見を遵守し、工事を施工いたします。  　2.農地法第５条許可に伴う条件を遵守いたします。  　3.工事に問題点等が発生した場合は、速やかにその都度対応いたします。また、貴区に一切の迷惑をお掛けしません。 |
| 担当理事署名印 ㊞ |
| 理事長署名印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

注：1　転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

　　2　農道・用排水路等については、なるべく名称を具体的に記載すること。